

日本CSR普及協会 第3回研修セミナー

現状の法規制・地球温暖化対策推進法及び省エネ法改正の影響

2023年1月24日

弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所

弁護士 半田虎生



地球温暖化対策に関する法律

緩和策

地球温暖化対策推進法

1条(目的)

温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、現在・将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する

適応策

気候変動適応法

1条(目的)

気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期的に拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定等の措置を講ずる

地球温暖化対策推進法の政策手法

- 計画的手法

- 政府実行計画

- 地方公共団体実行計画(事務事業編・地域施策編)

- 情報的手法

- 温室効果ガス算定排出量の報告制度

- 製品の利用に伴う温室効果ガス排出に関する情報提供

地域脱炭素化促進事業とは

- 地域脱炭素化促進事業

地域の自然的社会的条件を基礎にして、再生可能エネルギーの普及を促進し、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組みを併せて行うもの

- 地方公共団体は、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を策定

促進区域の設定

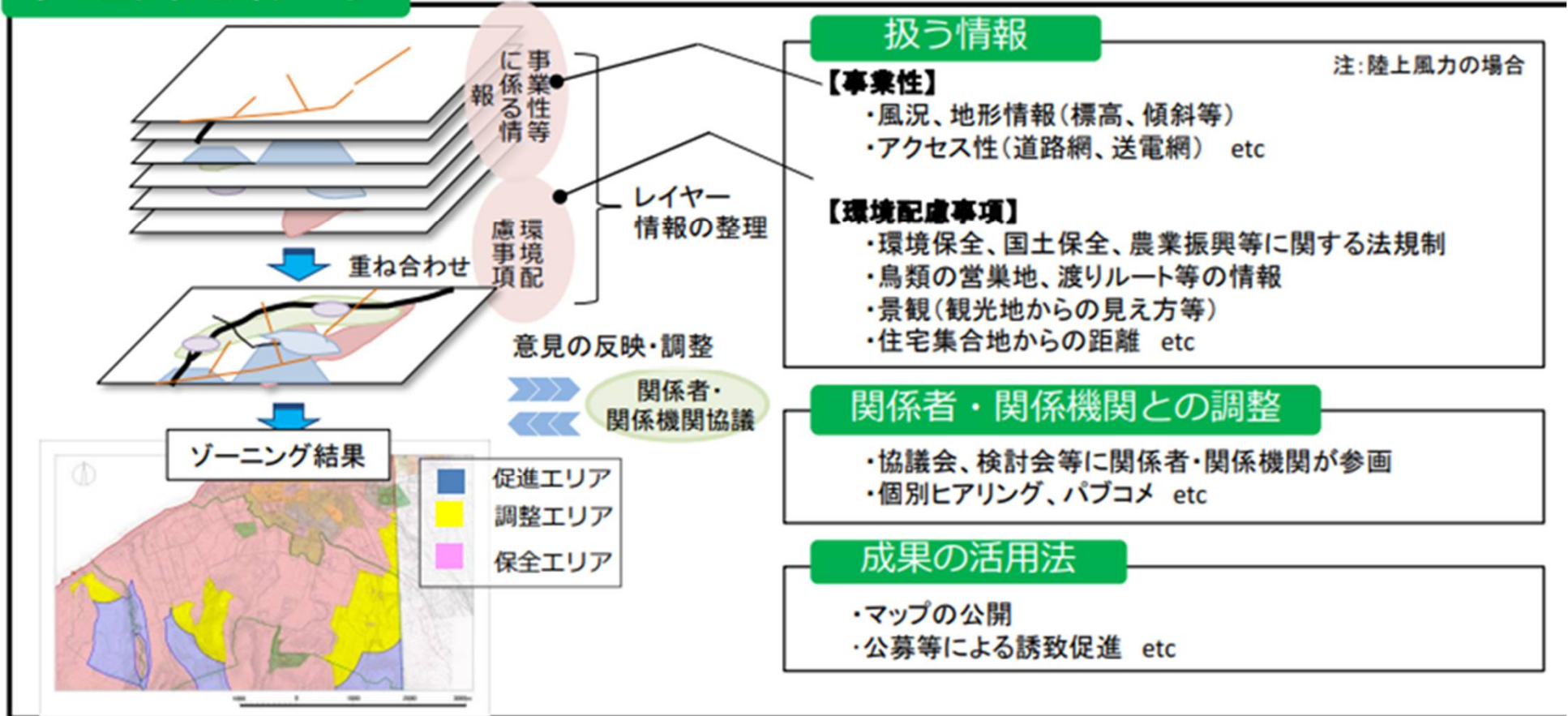
- 促進区域設定の基準

自然公園法における特別保護地区等の指定地域が含まれていないことや騒音その他生活環境への支障がないこと等が挙げられ、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所から定めることとされている

- 類型

- ① 広域ゾーニング類型
- ② 地区・街区指定型
- ③ 公有地・公共施設活用型
- ④ 事業者提案型

ゾーニングのイメージ



環境省「風力発電に係るゾーニング実証事業」参照

促進区域の意義

- ポジティブゾーニング

環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による調整のもとで、再エネの導入を促進し得るエリアと環境保全を優先するエリア等を設定する手法

- 戦略的アセスメント

事業の実施段階より上位の段階にある政策や計画・プログラムを対象に、政策等の立案主体が環境への影響をあらかじめ予測評価し、その結果を政策等の意志決定に反映させていく手続き

→ アセス法における配慮書段階をスキップ

各種許認可のワンストップサービス

- 地域脱炭素化促進事業計画の認定
→ 地方公共団体が免許者等との事前協議、調整を行う
- 地域脱炭素化促進事業計画の認定を受けることで個別の免許を自ら得る必要がない
→ 申請や事前調整のコストを削減できる
→ 免許権者によって判断が統一されないというリスクを回避

温室効果ガス算定排出量の報告制度

改正前

- 報告は紙媒体
- 企業単位の情報は公表するが、事業所ごとの情報は開示請求が必要
- 報告から公表まで約2年

改正後

- 報告は電子システム(EEGS)
- 企業及び事業所ごとの情報が公表
- 情報は「遅滞なく公表」(1年未満)

⇒ 企業の排出量等の情報が迅速かつ透明性の高い形で公開され、企業の取組が投資家等から適切に評価されることにつながる

省エネ法2022年改正①

エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第1条

この法律は、我が国で使用されるエネルギーの相当部分を化石燃料が占めていること、非化石エネルギーの利用の必要性が増大していることその他の内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

省エネ法2022年改正②

「エネルギー」の定義の変更(2条)

「この法律において「エネルギー」とは、化石燃料及び非化石燃料並びに熱(政令で定めるものを除く。以下同じ。)及び電気をいう」

→エネルギー使用の合理化の対象に「非化石エネルギー」を追加

→エネルギー全体の使用の合理化

非化石エネルギーへの転換の促進

経済産業大臣

- 非化石エネルギーへの転換の目標
- 目標達成のために計画的に取り組むべき事項
- 工場等における非化石エネルギーを使用する設備の設置その他非化石エネルギーへの転換に関する事項

事業者

- 経済産業大臣の策定公表した事項を判断基準として非化石エネルギーへの転換に取り組む(4条、5条2項)
- 一定規模以上の特定事業者は中長期的な計画を作成、提出(15条2項)

→ オフセットのみならず、非化石エネルギーの積極的な転換を期待

電気需要の平準化→最適化

現行法：電気需要平準化時間帯

「電気の需給の状況に照らし電気の需要の平準化を推進する必要があると認められる時間帯」

→夏期及び冬季の8～22時は、1日の平均電力使用率を上回る時間帯であり、特に省エネに取り組む必要

改正法：電気需要最適化時間帯

「電気の需給の状況に照らし電気の需要の最適化を推進する必要があると認められる時間帯」

→再エネ余剰電気が発生する時間に需要をシフトし、需給ひっ迫時は需要を抑制する枠組みの設定

→電気事業者は最適化に資する情報や料金体系を設定